

令和8年5月18日

香川県広域水道企業団

工事価格の算定及び最低制限価格の算定における スクラップ単価の取扱いについて（通知）

香川県広域水道企業団では、令和8年6月1日以降に公告、指名通知を行う工事から、原則として、工事価格の算定及び最低制限価格等（※1）の算定におけるスクラップ単価（※2）を下記のとおり取扱いますのでお知らせします。なお、この取り扱いは、最低制限価格等の算定方法や算定時の特別な費目の取扱いにおける直近の通知内容に基づいており、その内容から変更はありません。

記

1 工事価格における取扱い

工事価格の算定においてスクラップ単価は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の算定における率計算の対象外とします。設計書では、次のとおり「スクラップ単価」を直接工事費に計上します。

工事価格＝直接工事費（スクラップ単価含む）＋共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等

2 最低制限価格等の算定における取扱い

最低制限価格等の算定にあたっては、「スクラップ単価」を次のとおり取扱いいたします。

- ・ 直接工事費（スクラップ単価含む）× 所定の率
- ・ 共通仮設費 × 所定の率
- ・ 現場管理費 × 所定の率
- ・ 一般管理費等 × 所定の率

※1 最低制限価格等は、「最低制限価格」、「調査基準価格」及び「失格基準」を指します。

※2 スクラップ単価は、マイナス表示「－〇〇,〇〇〇円」となります。

参 考

工事費積算例

番号	種別	金額 (円)	備考	
①	直接工事費	900,000		
②	直接工事費内訳	スクラップ以外	1,000,000	全ての間接工事費等対象
③		スクラップ	-100,000	全ての間接工事費等対象外
④	共通仮設費対象額	1,000,000	①-③	スクラップ控除
⑤	共通仮設費	200,000	④×0.2	20%
⑥	純工事費	1,100,000	①+⑤	
⑦	現場管理費対象額	1,200,000	⑥-③	スクラップ控除
⑧	現場管理費	480,000	⑦×0.4	40%
⑨	工事原価	1,580,000	⑥+⑧	
⑩	一般管理費対象額	1,680,000	⑨-③	スクラップ控除
⑪	一般管理費等 (端数処理前)	504,000	⑩×0.3	30%
⑪'	一般管理費等 (端数処理後)	500,000	⑪-4,000	
⑫	工事価格	2,080,000	⑨+⑪'	
⑬	消費税相当額	208,000	⑫×0.1	10%
⑭	工事費	2,288,000	⑫+⑬	

※ 上表は説明用の簡略なものであり、数値は全て参考値である。

最低制限価格の算定例

上記、工事費積算例により工事発注を行った場合の最低制限価格の算定例を以下に示します。

番号	種別	金額 (円)	所定の率	算定額 (円)
①	直接工事費	900,000	0.97	873,000
⑤	共通仮設費	200,000	0.9	180,000
⑧	現場管理費	480,000	0.9	432,000
⑪'	一般管理費等	500,000	0.68	340,000
	計	2,080,000		1,825,000
	消費税相当額			182,500
	最低制限価格			2,007,500

※ 上表は説明用の簡略なものであり、数値は全て参考値である。